

福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県ふたば医療センター附属病院は、平成30年の開院当初より医療情報システムを導入し、福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所とともに、被災地としての医療需要を踏まえた医療を提供し、双葉地域の復興を支えている。システムのハードウェア寿命や医療需要の変化、厚生労働省が推奨するサイバーセキュリティ対策の強化への対応等を鑑み、令和6年度にシステムの更新を実施する。

この募集要領は、福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務の契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務名

福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務

3 業務仕様

別紙「福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

4 業務期間

委託契約締結の日から令和6年10月31日（木）までの期間

5 見積限度額

10,445,600円（消費税及び地方消費税込み）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した病院の医療情報システムの導入や更新に係る支援業務又は同種類似業務を受託し、履行した実績を有する者。

7 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公示	令和6年2月26日（月）
質問の受付	令和6年3月1日（金）まで（必着）
質問の回答	令和6年3月7日（木）まで
参加申込書等提出	令和6年3月12日（火）17時まで（必着）
参加資格確認結果の通知	令和6年3月15日（金）まで
企画提案書提出	令和6年3月21日（木）まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年3月27日（水）
審査結果通知	令和6年3月28日（木）
契約	令和6年4月1日（月）以降

8 手続等

(1) 事務局

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1

福島県ふたば医療センター附属病院 事務部 医事担当

電話：0240—23—5082

E-mail：futaba_fuzokubyouin@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の公示期間及び方法

ウェブページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/futaba/puropozaru2024.html>) により公示する。

公示期間は令和6年2月26日(月)から令和6年3月12日(火)までとする。

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式1)の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書(様式1)を用い、令和6年3月1日(金)17時まで(必着)に、8(1)に電子メールで提出すること。送信件名は「【質問書】福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年3月7日(木)までに、ウェブページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/futaba/puropozaru2024.html>) に回答書(様式2)を掲載する。

10 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。

なお、この提出がない者からの企画提案は、受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年3月12日(火)17時まで(必着)

(2) 提出書類

①参加申込書(様式3)

②受託実績証明書(様式4)

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを添付すること。

(3) 提出方法

8(1)に電子メールにより提出すること。送信件名は、「【参加表明書】福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。参加申込書等は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

(4) 参加資格の審査

参加表明書等を受領した後、参加資格の審査を行い、令和6年3月15日（金）までに、参加資格確認結果を通知する。

11 企画提案書の提出

企画提案書については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年3月21日（木）まで（必着）

(2) 提出方法

郵送により8(1)へ提出すること。企画提案書は、提出期限の日までに到着したものののみ有効とする。

(3) 提出書類

①企画提案書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）

②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）

(4) 提出部数

上記①から②・・・8部（正本1部、副本7部）

(5) 記載内容

企画提案書は12企画提案書の評価基準及び仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

①仕様書に記載している各業務について、円滑かつ効果的に遂行できる具体的な提案を行うこと。

②仕様書に記載されている各業務の実施方法について、具体的に提案すること。

③業務の工程表及び業務実施体制を記載すること。また、配置される責任者及び担当者の所属、氏名、業務経歴等を明記すること。

④仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。

⑤事業経費積算書は、明細を記載し、合計金額は税込み金額を明示すること。

(6) 留意事項

① 複数企画提案の禁止

同一の者が複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

② 再提出の禁止

提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出を行うことはできない。

③ 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、電子メールにより連絡すること。

④ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。

⑤ その他

- ・提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は一切返却しない。
- ・提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とする。

12 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準・評価点表」（以下「評価基準」という。）のとおり。

13 企画提案書の審査方法

契約候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、評価基準に基づき、プレゼンテーション審査により企画提案書を評価し、最優秀提案者を選定する。

(1) 日時

令和6年3月27日（水）

(2) 形式

対面形式（ふたば医療センター附属病院 2階会議室東側）

(3) 方法

- ①出席者は1社3名以内とする。
- ②内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とし、新たな資料の配付は認めない。
- ③説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度を想定すること。

(4) 契約候補者の選定方法

- ①各審査委員の得点を合算し、提案者ごとに総得点を算出する。
- ②総得点が最も上位の提案者を契約候補者とする。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とする。また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議のうえ最優秀提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

- ①審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、契約候補者とならなかった者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

14 企画提案書を失格とする事項

次の各項のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

15 仕様の協議及び契約

(1) 評価内容の担保

- ① 選定した契約候補者と福島県ふたば医療センターが協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、福島県ふたば医療センターが、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。ただし、協議の結果、提案内容のとおりに反映されない場合もある。
- ② 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県ふたば医療センターは、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約の方法

契約候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。

ただし、14の失格事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者を契約候補者とする。

(3) その他

契約候補者と福島県ふたば医療センターとの間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。

福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務 評価基準・評価点

評価基準	評価点
1 理解・取組意欲	
(1) 双葉地域の医療環境 及び本業務の 趣旨を理解 した提案となっているか。	/10
2 業務実績	
(1) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した 医療情報システムの導入及び更新に係る業務 を受託した実績があるか。	/10
3 業務遂行能力	
(1) 本業務を実施する上で、 十分な業務体制 が確保されているか。	/10
(2) 配置される責任者及び担当者は、本業務実施に関する十分な 知見、経験、能力 を有しているか。	/10
(3) 実現可能性の高いスケジュール が生まれ、遅滞のないよう 進捗管理の工夫 がなされているか。	/10
4 企画提案内容	
(1) 業務仕様に基づいた内容になっているか。また、業務経費（内容、数量、単価）は 適正 であるかどうか。	/10
(2) 業務実績や知見等を踏まえた 提案内容の裏付け が具体的に示されており、かつ、費用削減や既存機器の活用等を具体的に提案されているか。	/10
(3) 厚生労働省による「 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 」の内容を反映した企画提案であるか。	/30
合計	/100

<判断基準と得点>

- 評価得点は、次表により5項目各10段階評価、100点満点とする。

得点 (10点満点)	10~9	8~7	6~5	4~3	2~1
得点 (30点満点)	30~25	24~19	18~13	12~7	6~1
判断基準	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る

委託契約書(案)

委託業務名 福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務

委託料の額 金_____円
(うち消費税及び地方消費税額 金_____円)

委託の期間 着手 令和6年4月1日
履行期限 令和6年10月31日

上記委託業務について、発注者 福島県 を甲として、受注者 ○○○ を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務をすべて完了させるものとし、仕様書に示した各種成果物（以下「成果物」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第2条 甲は、福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第174条第1項第11号の規定により、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(便宜供与)

第5条 甲は、乙からの要請がある場合は、委託業務の実施に要する場所を提供しなければならない。

2 甲は、乙より委託業務の履行に必要な資料、情報等（以下「資料等」という。）の請求があった場合には、これを無償で貸与、開示等を行うものとする。

3 乙は、委託業務の履行上不要になった資料等があるときは、これを遅滞なく甲に返還するものとする。

(資料等の管理)

第6条 乙は、甲から提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施にあたり用いた資料等（甲と乙の協議により、乙が保存することが

不適当とされたものを除く。)をこの契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。

(総括担当者の通知等)

第7条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う総括担当者をそれぞれ1名ずつあらかじめ定め、相手方に通知する。

(委託業務従事者の資質保証)

第8条 乙は、委託業務従事者として甲の委託業務を履行するに十分な経験を有する者を選任することとする。

(役割分担)

第9条 委託業務の履行のために甲及び乙のそれぞれが行うべき作業、及び双方で行うべき作業の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

(進捗状況報告)

第10条 甲は、必要があると認めるときに、委託業務の進捗状況等を調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、委託業務の遂行にあたり、不測の事故又は天災その他の不可抗力による事故等の発生により委託業務遂行に支障を来すおそれがあると判断する場合には、速やかに対策を取るとともに、遅滞なく書面をもって甲に詳細な報告をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって委託業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、第2項の規定による検査の結果不合格になり、成果物について補正を命じられたときは、甲が指定する日までに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を委託業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

6 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条第2項又は第5項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、乙は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算して得た額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(履行遅滞等)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に委託業務を完了することができない場合、乙は甲に対して委託費用の額につきその延長日数に応じ、年 2.5%の割合で計算して得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の違約金を支払わなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 14 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は委託業務を中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(協議による解除)

第 16 条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、甲に損害を及ぼしたとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

(5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。

(6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。

(7) 乙の従業員が不正又は違法の行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の解除権）

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を継続し、又は完了することができなくなった場合は、契約を解除することができる。

（解除の効果）

第 19 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 1 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、既に委託業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（損害賠償）

第 20 条 甲または乙は、この契約に違反したときは、相手方に対しその損害を賠償するものとする。

（免責補償）

第 21 条 甲は、本業務に基づく乙のアドバイスについて、自己の判断によりその採否を決定するものとし、乙のアドバイスをもとに甲が活動した結果被った損害その他甲による判断に対して、乙及び乙の役職員（以下「被免責者」と総称する。）は一切責任を負わないものとする。ただし、当該アドバイスを提供するにあたり、これが誤りであることにつき乙に故意又は善良なる管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」という。）違反があった場合には、この限りでない。

- 2 甲は、被免責者が、本契約に基づき本業務を遂行した結果、第三者に対して負うことのある債務又は費用（訴訟費用、弁護士費用を含む。）について補償し、係る第三者からの責任追及が被免責者に及ばないようにすることを約する。ただし、その債務又は費用が、被免責者の故意又は善管注意義務違反を原因としたものである場合には、この限りでない。

（談合による損害賠償）

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号のうち命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、又はその他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。（以下「独占禁止法」という。））に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙が（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（個人情報の保護）

第 23 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約に定めのない事項の処理）

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第 25 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、被告の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 8 1 7 - 1
福島県
福島県ふたば医療センター長 谷川攻一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後にみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱が著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

福島県ふたば医療センター医療情報システム更新作業支援業務 仕様書（案）

1 目的

福島県ふたば医療センター附属病院は、平成30年の開院当初より医療情報システムを導入し、福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所とともに、被災地としての医療需要を踏まえた医療を提供し、双葉地域の復興を支えている。システムのハードウェア寿命や医療需要の変化、厚生労働省が推奨するサイバーセキュリティ対策の強化への対応等を鑑み、令和6年度にシステムの更新を実施する。本業務は、当該更新の事務作業を支援するものである。

2 業務内容

- (1) 公募資料、仕様書等の作成支援
- (2) 提案審査支援
- (3) 現行システムのハードウェア廃棄に係る作業支援
- (4) システム更新後のモダリティ再接続に係る作業支援
- (5) その他各部門システム業者との連絡調整等、円滑な更新作業のために必要な諸作業

3 対象システム

- (1) 基幹システム
 - ア 電子カルテシステム
 - イ 医事会計システム
- (2) 部門システム
 - ア 処方チェック・DI医薬品情報管理システム
 - イ 訪問看護システム
 - ウ MWM/画像管理システム
 - エ 栄養管理システム
 - オ 検体検査システム
 - カ リハビリ管理システム
 - キ 看護勤務システム
 - ク レセプトチェックシステム
 - ケ 保険証読み取りシステム
 - コ 地域医療ネットワークシステム
 - サ その他これらに付随するシステム、機器、備品並びに敷設工事

4 実施期間

契約締結の日から、令和6年10月31日（木）まで

5 成果物等の提出

(1) 医療情報システムの更新に係る仕様書案について

ア 提出期限

令和6年6月28日（金）

イ 提出物

仕様書案の電子データを格納したCD-R等 1部

(2) 選定評価基準設定案について

ア 提出期限

令和6年7月31日（水）

イ 提出物

設定案の電子データを格納したCD-R等 1部

(3) 業務完了報告書について

ア 提出期限

令和6年10月31日（木）

イ 提出物

業務完了報告書及び本業務で作成した資料一式の電子データを格納したCD-R等 1部

(4) 提出場所

福島県ふたば医療センター附属病院

6 留意事項

(1) 本業務の実施体制については、業務全般を統括する責任者及び主担当者を置き、発注者との調整窓口となり、円滑な業務の進行管理や意思疎通に努めること。

(2) 受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、発注者から提供を受けた資料については、管理、保管を十分な体制により行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分協議を行うこと。また、受注期間中についても、進捗状況を逐次発注者に報告すること。

(4) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術、専門知識及び人格を有した職員を配置する。なお、弁護士など必要な国家資格の専門職と適宜、相談できる体制を確保する。

(5) 本業務遂行の上で必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。

(6) 本業務遂行によって生じる権利は、全て発注者に帰属するものとする。

7 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了報告書により通知するとともに、納品書及び成果品を提出し、発注者の検査を受ける。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受ける。